



教 健 第 321 号  
令和元年 6 月 25 日

各県立学校長 様

健康体育課長

インフルエンザ罹患に伴う治癒証明書の取扱いについて（依頼）

日頃、インフルエンザ等感染症対策の推進について御理解、御協力いただき感謝申し上げます。

さて、学校において予防すべき感染症の解説（平成 30 年 3 月発行）において、「診断は、診察に当たった医師が身体症状及びその他の検査結果等を総合して、医学的知見に基づいて行われるものであり、学校からの特定の検査等の実施（例えば、インフルエンザ迅速診断検査やノロウイルス検査）を全てに一律に求める必要はない。治癒の判断（治癒証明書等）も同様である。」とされています。

このことから、治癒証明書取得に伴う家庭や医療機関の負担軽減、感染症の拡大を防ぐため、今後、別紙様式の罹患証明と体温測定等の健康観察により、登校再開の判断を行うこととします。

ついでには、学校からの登校許可証明書等の提出を求めることを控えるとともに、児童生徒及び保護者への周知をお願いいたします。

施行日 令和元年 9 月 1 日

担 当：健 康 食 育 班  
電話番号：054-221-3176